

県有スポーツ施設における使用料減免制度について

次に該当する場合は使用料が全額免除となります。この他にもスポーツの全国大会や東北規模の大会等で施設を使用する際も秋田県が認める場合には、減免の対象となることがありますので、詳細は各施設にお問い合わせをお願いします。

- 県内の幼稚園(保育所)、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校が教育課程(保育計画)に基づき当該校(園)の教員(保育士)引率のもとに学習するために使用する場合

- 障害者等で次に該当する者が使用する場合(ミライロID可)
 - ア 身体障害者手帳の交付を受けている者
 - イ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - ウ 療育手帳の交付を受けている者
 - エ 前各号の身体障害者等の介護を行う者